

## 札幌市身体障がい者地域生活体験事業補助要綱

平成 21 年（2009 年）5 月 21 日

保健福祉局長決裁

### （目的）

第 1 条 この要綱は、札幌市が別に定める札幌市身体障がい者地域生活体験事業実施要綱に規定する要件を満たした身体障がい者が、施設や自宅以外の場所で地域生活を体験した場合の経費に対する補助に関して、札幌市補助金等の事務取扱に関する規程（昭和 36 年訓令第 24 条号）に規定するもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

### （補助対象経費）

第 2 条 本事業による補助金の対象となる経費は、地域生活の体験に要する経費のうち、別紙に掲げるものとする。

### （補助金の算出）

第 3 条 補助金の交付額は、別表に定める基準額と同表に定める対象経費の実支出額を比較して、いずれか少ない方の範囲内とする。ただし、1 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

### （補助金の交付申請）

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者は、地域生活の体験が終了した後すみやかに、札幌市身体障がい者地域生活体験事業補助金交付申請書（様式 1）に関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

### （交付決定）

第 5 条 市長は前条に規定する申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助の必要を認めた場合は、補助金の額を決定し、補助金交付決定及び確定通知書（様式 2）を申請者に送付するものとする。

### （補助金の交付）

第 6 条 補助金の交付は、前条の補助金交付決定後に請求により支出する。

### （届出事務）

第7条 市長は第4条に規定する申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助を取消し、又は補助決定額を減じ、既に交付した補助金の返還を命じることができる。

- (1) 補助条件に違反したとき
- (2) 不正行為があったとき
- (3) その他市長が補助することが不相当と認めたとき。

(帳簿の整理)

第8条 本事業を実施した事業所は、次の関係書類を備え、事業完了後5年間保存しなければならない。

- (1) 利用者台帳(利用者名簿)
- (2) アセスメント記録
- (3) 業務日誌
- (4) 経理関係帳票及びその証拠書類
- (5) 設備備品台帳
- (7) 苦情の内容等の記録
- (8) 事故があった際の事故の状況及び事故処理の記録
- (9) その他必要となる帳簿

(調査等)

第9条 本市が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により随時状況の調査を行い、又は必要な事項について報告を求めることができる。

(委任)

第10条 この要綱の実施に関し、その他必要な事項は障がい福祉担当部長が定める

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年5月21日に施行し、平成21年4月1日から適用する。